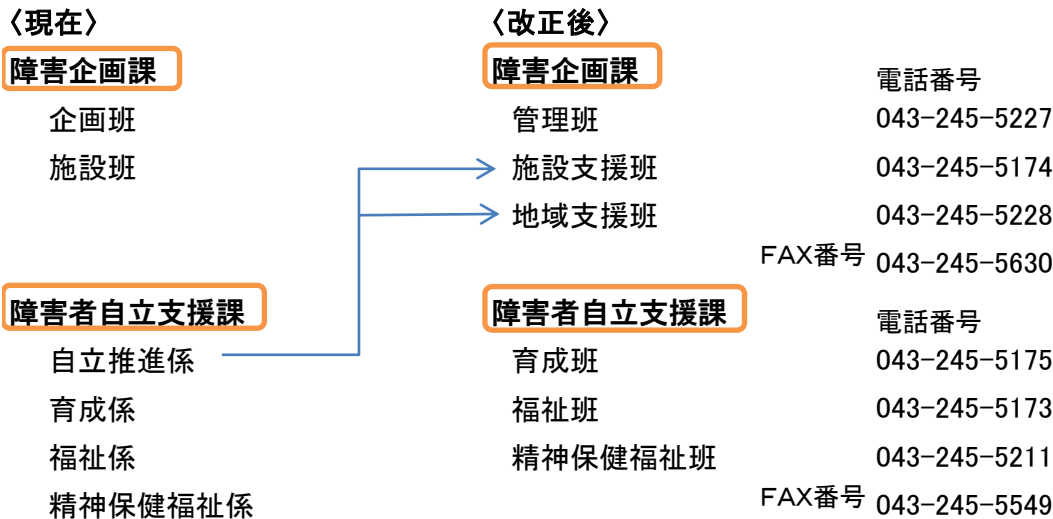


高齢障害部 障害福祉部門の組織改正について

平成25年度の組織改正により、現在の障害者自立支援課自立推進系の業務が、障害企画課に移行します。



障害企画課 施設支援班

⇒日中系サービス、居住系サービス、障害児支援等に関すること

- 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、
- 共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援
- 地域生活支援事業(日中一時支援)

障害企画課 地域支援班

⇒訪問系サービス、相談支援事業等に関すること

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援
- 地域生活支援事業(移動支援、訪問入浴サービス、生活サポート)

※今後、所管業務に変更が生じる場合があります。